

議案第71号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項の規定は、令和3年8月31日までに同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和5年9月30日」とあるのは、「令和3年8月31日」とする。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。